



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2021年
No.8
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

同成分の一般用医薬品との重複



事例

【事例の詳細】

60歳代の患者に、継続してロキソプロフェン錠60mg 1回1錠1日2回が処方され、調剤・交付していた。患者は、自宅近くのA薬局で一般用医薬品のロキソニンSを頻りに購入していた。A薬局では、購入頻度が高いことから患者にお薬手帳の提示を求めたところ、医療用医薬品のロキソプロフェン錠60mgを服用していることを把握したため、患者の承諾を得て調剤・交付した当薬局に情報提供を行った。その後、患者にロキソプロフェン錠60mg 1回1錠1日2回が処方された際に当薬局から処方医に情報提供を行った結果、ロキソプロフェン錠60mg 1回1錠1日3回へ増量になった。患者へ投与量の変更を説明し、同成分である一般用医薬品のロキソニンSは服用しないよう伝え、A薬局へ投与量が増えたと報告した。

【推定される要因】

患者はロキソニンSを購入し服用していることを主治医に伝えていなかったと思われる。当薬局には患者の介助者が薬剤を受け取りに来ることが多かったため、一般用医薬品に関する聞き取りが不十分であった。

【薬局での取り組み】

患者本人への確認や薬剤交付後のフォローアップを行い、患者情報の収集を行っていく。



その他の情報

ロキソニンS（第一類医薬品）の添付文書（一部抜粋）
使用上の注意

- してはいけないこと（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなります）
- 2. 本剤を服用している間は、次のいずれの医薬品も服用しないで下さい。
他の解熱鎮痛薬、かぜ薬、鎮静薬



事例のポイント

- 医療用医薬品を使用している患者が一般用医薬品を併用する可能性があることを踏まえ、患者から、使用している一般用医薬品や摂取している健康食品・サプリメントなどの情報を定期的に収集する必要がある。
- 患者は複数の薬局を利用することがあるため、お薬手帳の活用は薬剤の重複や相互作用を防ぐために有用であり、調剤時だけでなく一般用医薬品などの販売時にも活用することが重要である。
- 患者に対しては、医療機関での治療中に一般用医薬品等を使用する際は薬剤の重複や相互作用などに注意する必要があることから、一般用医薬品や健康食品・サプリメントの使用の可否について主治医や薬剤師に相談するよう説明しておくことが望ましい。
- 本事例は、複数の薬局を利用している患者に対し、お薬手帳の活用により薬局間で積極的な情報共有が行われ、患者の薬物療法の適正化につながった事例である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通）FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。